



著作権勉強会

第1回

2019年7月14日16:00-17:30(兵庫教育大学大阪サテライト教室)

進行

(第一部)問題提起

1. 勉強会の趣意
2. 著作権法の目的
3. 著作権法の改正と最近の動向
4. 教育・研究活動と著作権

(第二部)ブレイン・ストーミング & ディスカッション

司会: 井村誠(大阪工業大学)

(第一部)

問題提起

提起

・みそぎ池を守れ

1. 勉強会の趣意

【動機】著作物の教育・研究利用について、どのような法的規制があるかよく分からず、不安を抱いたまま教育・研究活動を行っている不健全な現状を改善したい。



【活動】

- 当座研究発表などを目指すものではないので「勉強会」とし、問題意識や情報の共有を図り、望ましい対処の仕方を検討する場としたい。
- 学会の社会的責任として社会に発信していく意義があるならば、研究会(SIG)に発展させることも視野に入れる。

2. 著作権法の目的（産業財産法との違い）

（目的）

第一条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

【本来】

- 著作権法の目的は、文化の保護・育成
- 産業財産法(特許法・意匠法・商標法)の目的は産業の保護・育成



【現状】

- IT技術の進展とコンテンツビジネスの拡大による著作権の商業権益化
- 本来産業財産法(不正競争防止法)などで規制すべき問題(海賊行為対策など)が著作権法に及んでいる

2. 著作権法の改正と最近の動向

- 2009年改正（2010年施行）

- ダウンロード違法化

- 2012年改正（2012年施行）

- 違法ダウンロード刑事罰化

- リッピング違法化

- 2018年改正（2018年施行）

- 著作権の保護期間延長（50年→70年）

- 著作権侵害の非親告罪化

- **2018年改正（2019年施行）**

- デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備【30条の4、47条の4、47条の5等関係】

- 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備【35条等関係】

違法にアップロードされたものとしながら
音楽や映像をダウンロードすることは犯罪
(2年以下の懲役または200万円以下の罰金)

3.教育・研究活動と著作権

- ① 著作者の権利制限(教育などにおける例外規定)
- ② 著作物の種類(文字・図・音と映像など)と利用の方法

① 著作者の権利制限 (教育などにおける例外規定)

(学校その他の教育機関における複製等)

第三十五条 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。



【確認】教育における著作物の複製は基本的に許諾不要

2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を**第三十八条第一項の規定**により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。



【確認】 教育における映画などの上演は基本的に許諾不要

(営利を目的としない上演等)

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。)を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。



【確認】 研究発表における映画などの上演についても基本的に許諾不要

② 著作物の種類（文字・図・音と映像など）と利用の方法

- 言語の著作物
- 音楽の著作物
- 舞踏または無言劇の著作物
- 美術の著作物
- 建築の著作物
- 図形の著作物
- 映画の著作物
- 写真の著作物
- プログラムの著作物

（2条1項1号）

引用の場合

(引用)

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。



【確認】 研究においてテキストの一部を引用する場合は基本的に許諾不要

【疑問】 音楽、図形、写真、映像などについても「引用」として利用できるか？

研究データとして利用する場合

(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)

第三十条の四 著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。(一、三省略)

二 情報解析(多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。第四十七条の五第一項第二号において同じ。)の用に供する場合



【確認・疑問】

- 言語分析のためのデータとして著作物のテキスト(セリフデータなど)を利用する場合は基本的に許諾不要 → データの入手方法は問われない?
- 同様に研究目的で音や映像を分析する場合も基本的に許諾不要 → リップキングなども可能?

テキストの複製

Q 個人で楽しむためにインターネット上の画像ファイルをダウンロードしたり、テキストをコピー&ペーストしたりする行為は刑罰の対象になるでしょうか？

A 私的利用に留まる限りは違法ではなく、刑罰の対象とはなりません。違法ダウンロードでいう「ダウンロード」は、「録音や録画」であり、音楽や映画が想定されています。画像ファイルのダウンロードまたはテキストのコピー&ペーストは「録音または録画」に該当しません。(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/200908/2.html>)

政府広報オンライン(アクセス日:2019/07/13)



【確認】ネット上のテキスト(例:Subsceneのセリフデータ)を研究データとして取り込み、研究で利用することに問題はないと思われる。

映像データのリップニング

- 映画などのDVDなどにはコピー防止機能が施されているものが多くあります。平成24年10月1日からは、個人的な利用を目的に行う場合であっても、DVDのコピー防止機能を解除して、自分のパソコンに取り込むこと(いわゆる「DVDリップニング」)は、刑罰の対象ではありませんが、違法となります。

(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/200908/2.html>)

政府広報オンライン(アクセス日:2019/07/13)



【確認・疑問】個人的利用であってもリップニングは違法。研究(教育)の場合はどうか？

(電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等)

第四十七条の五 電子計算機を用いた情報処理により新たな知見又は情報を創出することによつて著作物の利用の促進に資する次の各号に掲げる行為を行う者(当該行為の一部を行う者を含み、当該行為を政令で定める基準に従つて行う者に限る。)は、公衆への提供又は提示(送信可能化を含む。以下この条において同じ。)が行われた著作物(以下この条及び次条第二項第二号において「公衆提供提示著作物」という。)(公表された著作物又は送信可能化された著作物に限る。)について、当該各号に掲げる行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に付随して、いずれの方法によるかを問わず、利用(当該公衆提供提示著作物のうちその利用に供される部分の占める割合、その利用に供される部分の量、その利用に供される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものに限る。以下この条において「軽微利用」という。)を行うことができる。ただし、当該公衆提供提示著作物に係る公衆への提供又は提示が著作権を侵害するものであること(国外で行われた公衆への提供又は提示にあつては、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものであること)を知りながら当該軽微利用を行う場合その他当該公衆提供提示著作物の種類及び用途並びに当該軽微利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。(一号、三号省略)

二 電子計算機による情報解析を行い、及びその結果を提供すること。



【疑問】研究のためにリップングを行うことは問題ないのではないか。

(侵害とみなす行為)

第百十三条 次に掲げる行為は、当該著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。(1,2,4,5項省略)

3 技術的利用制限手段の回避(技術的利用制限手段により制限されている著作物等の視聴を当該技術的利用制限手段の効果を妨げることにより可能とすること(著作権者等の意思に基づいて行われる場合を除く。)をいう。第百二十条の二第一号及び第二号において同じ。)を行う行為は、技術的利用制限手段に係る研究又は技術の開発の目的上正当な範囲内で行われる場合その他著作権者等の利益を不当に害しない場合を除き、当該技術的利用制限手段に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。



【疑問】 研究・教育利用の場合は侵害に該当しないのではないか?

(第二部)

Projeto pedagógico desatualizado

Ausência de monitoria

Gestão de Professor no Papel

Falta de infraestrutura

Falta de Material de Apoio

Falta de comunicação entre as Escolas

Falta de comunicação Online entre Professor e Aluno

Falta de equipe de RH

まとめ

教育・研究活動における著作物の利用は、営利を目的とせず、著作者の利益を侵害しない限り、公正な利用として広く認められることを望みたい。

(関連動向)

- Fair Use
- Creative Commons
- 「音楽教育を守る会」(<https://music-growth.org/>)
- 「著作権法改革により日本を元気にする会」(<https://www.chosakukengenki.tk/>)

参考図書

1. 「映像の著作権」(第2版)二瓶和紀・宮田ただし著(太田出版)
2. 「映像ビデオなどを教育に使用する時の著作権ハンドブック」(ATEM, 2000)
3. 「JASRACと著作権、これでいいのか」城所岩生(ポエムピース)
4. 「日本の著作権はなぜこんなに厳しいのか」山田奨治著(人文書院)
5. 「著作権とは何かー文化と創造のゆくえ」福井健策緒(集英社新書)